

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額の改定について

4月分より手当額が2.5%引き上げとなります。改定後の金額は次のとおりです。

(1) 児童扶養手当 対象児童1人の場合の月額

	令和5年3月まで	令和5年4月以降
全額支給	43,070円	<b>44,140円</b>
一部支給	43,060円	<b>44,130円</b>
	10,160円	<b>10,410円</b>

(2) 第2子の月額

	令和5年3月まで	令和5年4月以降
全額支給	10,170円	<b>10,420円</b>
一部支給	10,160円	<b>10,410円</b>
	5,090円	<b>5,210円</b>

(3) 第3子以降の月額

	令和5年3月まで	令和5年4月以降
全額支給	6,100円	<b>6,250円</b>
一部支給	6,090円	<b>6,240円</b>
	3,050円	<b>3,130円</b>

(4) 特別児童扶養手当の月額

	令和5年3月まで	令和5年4月以降
1級	52,400円	<b>53,700円</b>
2級	34,900円	<b>35,760円</b>

## 問い合わせ先

・ 住民生活課児童係

☎0137-62-2112

・ 熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111

## 子ども発達支援センターからのお知らせ

子ども発達支援センターでは、お子さんの発達に関する相談や、必要に応じて専門機関から助言を受けることができます。

詳細については、子ども発達支援センターへ気軽にお問合せください。

事業名	内容
巡回児童相談	函館児童相談所による、発達・養育に関する相談や療育手帳の申請・更新のための判定を行っています。
いたずらっ子の会	「落ち着きがない」「ことばが遅い」「運動発達の遅れが気になる」等、お子さんについて日頃気になっていることを発達・言語・理学に関する専門員に相談し、アドバイスを受けることができます。1組につき1時間程度を予定しています。



### 【申込・問い合わせ先】

子ども発達支援センター ☎049-3117 八雲町栄町13-1(シルバープラザ内)